

「(仮称) 仙台市学校教育情報化推進計画」の策定について

令和元年6月、「学校教育の情報化に関する法律」が施行され、国が定める「学校教育情報化推進計画」を基本として、自治体においても計画を策定する努力義務が課されることとなった。

本市においては、法律施行後、国の計画が策定されない状況であったため、計画にかえて、まず令和元年7月に「仙台市学校教育の情報化推進方針」(令和元～3年度)を策定し、その後期間満了により、令和4年3月に「仙台市学校教育の情報化推進方針(令和4～6年度)」を策定している。

令和4年4月に国から計画の中間案が示されたこともあり、本市においても「(仮称)仙台市学校教育情報化推進計画」の策定を進める。

1 「仙台市学校教育の情報化推進方針(令和4～6年度)」について

(1) 期間

令和4年度～令和6年度(3年間)

(2) 目的

教育の情報化に係る各種事業についての方向性を定め、事業の推進を通じて、児童生徒が学ぶことの意義を実感でき、一人ひとりが資質・能力を最大限に伸ばすことにより、これからの社会を生き抜く力を身に付けることができるよう、ICT環境の整備をはじめとした教育の情報化の更なる推進を図る。

(3) 指針

- 指針1 児童生徒の情報活用能力育成と教科指導におけるICT活用を一体的に進めるため、学校や家庭等での日常的なICT利活用に向けた取組を推進します。
- 指針2 教員のICTを活用した指導力の向上を図るため、研修や校務情報化等の学校支援の取組を推進します。
- 指針3 教育情報セキュリティや、クラウドを含めたネットワーク回線等、学校のICT利活用の基盤となる環境整備の取組を推進します。

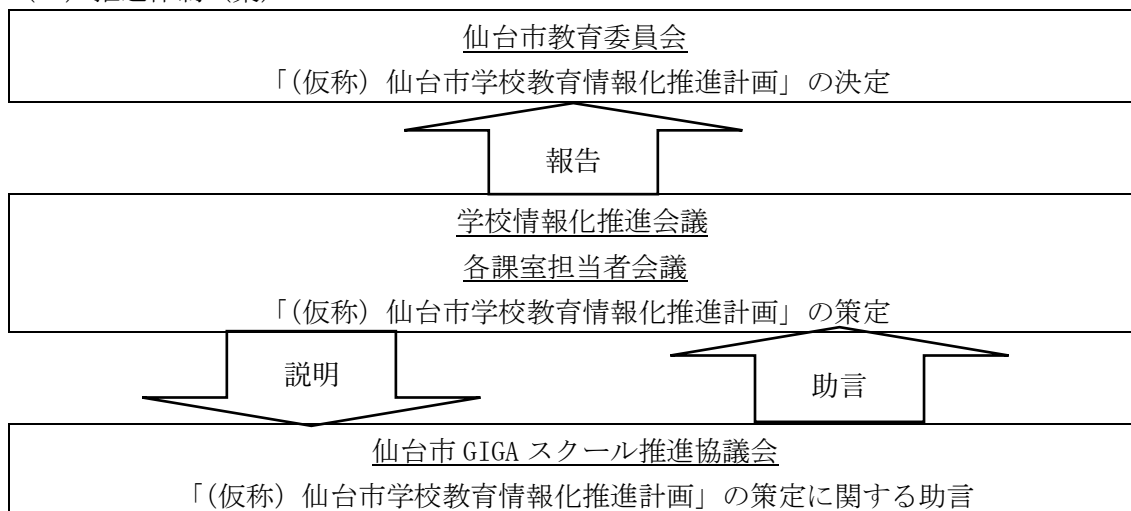
2 「(仮称) 仙台市学校教育情報化推進計画」の策定について

仙台市GIGAスクール推進協議会の委員である学識経験者、仙台市立学校長会、仙台市PTA協議会関係者の助言を反映させながら、各課室担当者会議で計画案の作成を進め、学校情報化推進会議でとりまとめる。また、計画の中間案についてはパブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴取する。

(1) 期間 (案)

令和5年度～令和9年度（5年間） ※策定から3年後を目途に見直し

(2) 推進体制 (案)



(3) スケジュール (案)

- 令和4年5月30日 第1回 GIGA スクール推進協議会（計画の策定について）
- 令和4年7月下旬 第2回 GIGA スクール推進協議会（中間案の説明等）
- 令和4年10月 パブリックコメント実施
- 令和4年11月下旬 第3回 GIGA スクール推進協議会
（パブリックコメントの結果報告、最終案の説明等）
- 令和4年3月上旬 教育委員会付議（計画の決定）

(4) 基本的な考え方

令和4年6月中旬以降に策定が予定されている国の「学校教育情報化推進計画」等に基づき「(仮称) 仙台市学校教育情報化推進計画」を策定する。

なお、「仙台市学校教育の情報化推進方針（令和4～6年度）」は「(仮称) 仙台市学校教育情報化推進計画」に継承される。

○国の計画の中間案が示す4つの基本方針

- ・方針1 ICT を活用した 児童生徒の資質・能力の育成
- ・方針2 教職員の ICT 活用力の向上と人材の確保
- ・方針3 ICT を活用するための環境の整備
- ・方針4 ICT 推進体制の整備と校務の改善